

議案第11号

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下と判定された重度知的障害者」を「障害の程度が佐賀県療育手帳制度要綱（昭和49年1月21日施行）第9条の規定に基づく、佐賀県療育手帳取扱要領第2の2に定める「A」に該当する重度知的障害者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、令和5年4月1日以降資格を取得した対象者の重度心身障害者医療費の助成から適用し、同日前に資格を取得した対象者の重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

みやき町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、又は本町を住所地特例地とする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び住所地特例地を本町以外の市町村の区域内とする者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知的障害者で、<u>知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下と判定された重度知的障害者</u></p> <hr/> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、又は本町を住所地特例地とする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び住所地特例地を本町以外の市町村の区域内とする者を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知的障害者で、<u>障害の程度が佐賀県療育手帳制度要綱（昭和49年1月21日施行）第9条の規定に基づく、佐賀県療育手帳取扱要領第2の2に定める「A」に該当する重度知的障害者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>